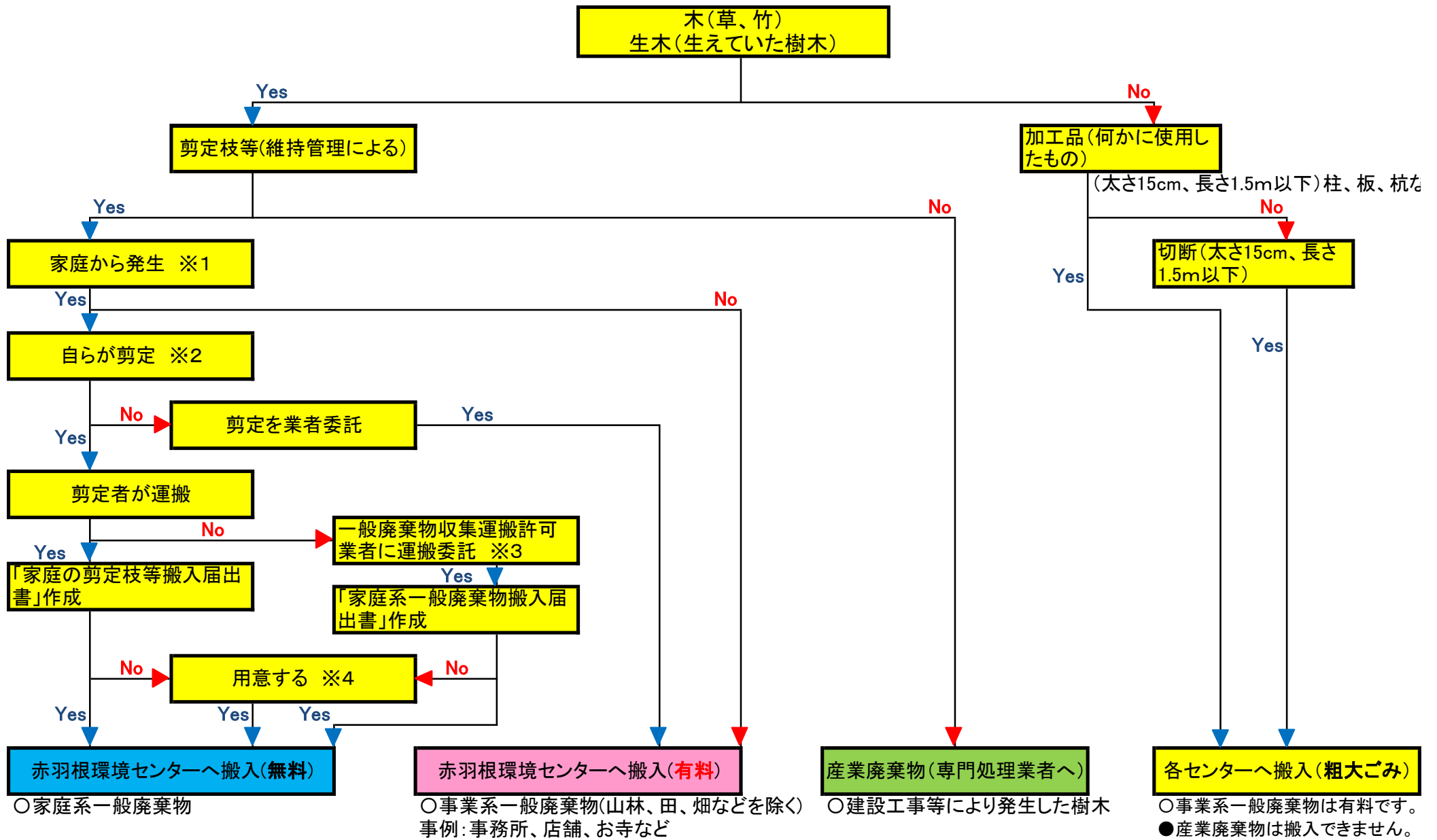


木(草、竹)搬入フロー図



○家庭系一般廃棄物

○事業系一般廃棄物(山林、田、畑などを除く)
事例: 事務所、店舗、お寺など

○建設工事等により発生した樹木

○事業系一般廃棄物は有料です。
●産業廃棄物は搬入できません。

- ※1 「家庭」とは、「家族が生活をしている場所」のことであり、この場合は自宅と同一敷地内の庭木及び生垣等を指す。元屋敷や空き地を含む。
- ※2 「自ら剪定」とは所有者やその家族が剪定した場合。
- ※3 「自ら剪定した枝木を他人」又は「剪定事業者が剪定した枝木を他人(家族含む)」が運ぶ場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者しか運搬することができない。
- ※4 届出書は市役所2F・廃棄物対策課、又は 田原市のホームページからダウンロードする。用意できない場合は、搬入先に問合せする。